

# 第1回教育委員会会議

令和5年1月24日  
午後3時30分  
市会第6委員会室

案 件

議案第2号

大阪市立学校文書規則の一部改正について

# 大阪市立学校文書規則の一部改正について

## 1 改正の趣旨及び理由

国において、押印・書面の交付等を求める手続の見直しが行われていることを受けて、総務局においても公文書への公印の押印の必要性について見直しを行うため、令和5年2月1日付けで大阪市公文書管理規程（平成13年大阪市達第9号）の一部改正が予定されている。

このため、当該規程に準じて、学校園が保有する公文書の管理に関し必要な事項を定めている本規則についても同様の規定整備を行うものとし、必要な改正を行う。

## 2 改正の内容

- (1) 発送する公文書で公印を押印しなければならないこととされているものについて、次のとおり特定の文書類型に該当する場合に一律に公印を押印する義務が課されている点を改め、公印押印義務の対象となる文書類型を、具体的に列挙しないこととする（第15条）。
- (2) 次のいずれかに掲げるものには公印を押印するものとする（同条）。
  - ・ 法令、条例、規則その他の規程の定めにより公印を押印することとされているもの
  - ・ 発送する公文書が真正であると認証するために公印を押印することが特に必要であると当該公文書の作成に係る意思決定につき権限を有する者が認めるもの

## 3 施行期日

令和5年2月1日

議案第2号

大阪市立学校文書規則（平成13年大阪市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p><u>(公印)</u></p> <p><u>第15条</u> 発送する公文書(電気通信回線を利用して発送する電磁的記録を除く。)で次の各号のいずれかに該当するものには、公印を押印するものとする。</p> <p>(1) <u>法令、条例、規則その他の規程の規定により公印を押印することとされているもの</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、当該公文書が真正であることを認証するために公印を押印することが特に必要であると当該公文書の作成に係る意思決定につき権限を有する者が認めるもの</u></p>	<p>(公印等)</p> <p><u>第15条</u> 発送する公文書(電気通信回線を利用して発送する電磁的記録を除く。)には、公印及び契印を押さなければならない。ただし、軽易なものは、これを省略することができる。</p>
<p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。